

会議記録

会議名称	令和4年度 特別職報酬等審議会
日時	令和4年10月31日(月) 午前10時00分～午前11時33分 (休憩：午前11時12分～午前11時22分)
場所	中棟5階 第3・第4委員会室
出席者	委員 小笠原、金子、佐藤、鹿野、高、内藤、七松、西上原、和田 区側 区長、副区長、総務部長、区議会事務局長、総務課長、 教育委員会事務局庶務課長、区議会事務局次長代理、 監査委員事務局次長代理、人事課長代理、職員厚生担当課長代理、 総務係長、教育委員会事務局庶務係長、 区議会事務局法務担当係長、総務課職員
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度特別職報酬等審議会次第 ・ 令和4年度特別職報酬等審議会席次表 ・ 特別職報酬等審議会委員名簿(令和4年10月31日現在) ・ 杉並区特別職報酬等審議会条例及び杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱 ・ 特別職報酬等関係資料 ・ 政務活動費関係資料 ・ 参考資料 特別職報酬等を特別区人事委員会勧告により改定した場合のシミュレーション ・ 本日の審議の概要等(確認用)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 区側出席者紹介 4 区長挨拶 5 諮問 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別職報酬等について (2) 政務活動費について 7 閉会

○総務課長 皆様、おはようございます。ただいまから令和4年度特別職報酬等審議会を開催いたします。私は総務部総務課長の秋吉と申します。審議に先立ちまして、当会の運営等につきまして簡単にご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず委員の紹介ということで、本審議会は委員10名以内をもって組織することとしてございます。昨年度改選をしておりますが、私から改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

杉並区町会連合会からご推薦を頂きました鹿野修二委員で、当審議会の会長でございます。

○鹿野会長 よろしく申し上げます。

○総務課長 杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました高武征委員で、会長職務代理者でございます。

○高委員 よろしく申し上げます。

○総務課長 杉並法曹会からご推薦いただきました小笠原勝也委員でございます。

○小笠原委員 よろしく申し上げます。

○総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました金子征治委員でございます。

○金子委員 金子です。よろしく申し上げます。

○総務課長 杉並区産業協会からご推薦いただきました佐藤慎祐委員でございます。

○佐藤委員 杉並産業協会、佐藤です。よろしく申し上げます。

○総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました内藤一夫委員でございます。

○内藤委員 内藤です。よろしく申し上げます。

○総務課長 日本公認会計士協会杉並会からご推薦いただきました七松優委員でございます。

○七松委員 七松です。よろしく申し上げます。

○総務課長 杉並区体育協会からご推薦いただきました西上原久委員でございます。

○西上原委員 西上原です。

○総務課長 東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました和田新也委員でございます。

○和田委員 和田でございます。よろしく申し上げます。

○総務課長 学識経験者として、明治大学からご推薦いただきました牛山久仁彦委員は、本日欠席でございます。

以上10人の委員でございます。本日は9人に出席していただいております。当会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、区側の出席者をご紹介します。

区長の岸本聡子でございます。

(区長、座席にて一礼)

- 総務課長 副区長の渡辺幸一でございます。
- 副区長 よろしくお願ひします。
- 総務課長 総務部長の白垣学でございます。
- 総務部長 よろしくお願ひいたします。
- 総務課長 人事課長代理、木下宏純でございます。
- 人事課長代理 よろしくお願ひいたします。
- 総務課長 職員厚生担当課長代理で、井上廣行でございます。
- 職員厚生担当課長代理 よろしくお願ひいたします。
- 総務課長 区議会事務局長の内藤友行でございます。
- 区議会事務局長 お世話になっております。
- 総務課長 区議会事務局次長事務代理の久保井悦代でございます。
- 区議会事務局次長代理 よろしくお願ひいたします。
- 総務課長 教育委員会事務局庶務課長の村野貴弘でございます。
- 教育委員会事務局庶務課長 よろしくお願ひします。
- 総務課長 監査委員事務局次長代理の西村高明でございます。
- 監査委員事務局次長代理 よろしくお願ひします。
- 総務課長 最後に、改めまして、私、総務課長の秋吉誠吾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、会議録作成のため速記者が入っております。録音もさせていただきます。このため、ご発言の際はお手元のマイクをご使用くださるようお願いをいたします。

それでは、区長から一言ご挨拶をさせていただきます。区長、お願ひいたします。

○区長 本日は、お忙しい中、令和4年度特別職報酬等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。区長の岸本聡子です。

委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政にご協力を頂くとともに、昨年度から本審議会委員をお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関わる事項について、私から諮問に基づき皆様にご審議、答申をしていただくものでございます。

さて、我が国の経済状況でございますが、内閣府の月例経済報告によれば、本年4月以降は、景気は持ち直しの動きが見られると分析していますが、一方で7月以降は、原材料価格や物価の上昇による企業、家計への影響や供給面での制約などに注意が必要との認識も示されており、景気の先行きは依然として不透明となっています。

このような景気状況の中、国や東京都、多くの政令指定都市等と同様に、特別区人事委員会も公民較差の結果を踏まえ、平成29年度以降5年ぶりに月例給、特別給ともに引上げ勧告を行いましたが、月例給については30歳半ばまでの若年層の改善に限定されております。

本日の審議会では、こうした状況を踏まえて、様々な観点から委員の皆様から率直なご意見を頂ければと思いますので、ご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長 区長、ありがとうございました。

それでは、ここからは会の進行を鹿野会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、以降、鹿野が進行させていただきます。

当審議会に対する区長の諮問をお受けしたいと思いますので、お願いいたします。

○区長 杉並区特別職報酬等審議会会長様。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

(区長より会長に諮問書手交)

○会長 それでは、ただいま区長よりお受けしましたので、これから審議に入りしたいと思います。区長、副区長には退席をお願いいたします。

(区長、副区長退席)

○会長 それでは、諮問の写しを委員の皆様へ配付してください。

(諮問書(写)配付)

○会長 よろしいでしょうか。

当審議会、会議は原則公開となっておりますけれども、本日、傍聴人はいらっしゃらな

いということですが、基本的に公開で審議ということですが。特に異議はございませんか。

(異議なし)

○会長 それでは、本日の会議を行うことといたします。

それでは、事務局から、本日の会議の資料、答申及び会議録の取扱いについて説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 会議の資料、答申文及び会議録でございますが、公開とした会議につきましては、区のホームページにおきまして公表いたします。区のホームページに掲載する会議録につきましては、事前に皆様に内容をご確認していただいた上で、委員の発言は、個人名ではなく「委員」として公表をいたします。なお、情報公開請求があった場合には、委員のお名前を記載した会議録を開示してまいります。

○会長 皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

まず(1)の特別職の報酬等に対する議事です。特別職報酬等関係資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、私から、恐縮ですが着座のままご説明をさせていただきます。ホチキス留めになっております特別職報酬等関係資料をご覧いただければと存じます。表紙はページ番号の振ってある目次となっております。

それでは、1枚おめくりください。特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移でございます。表は、左から年度、人事委員会勧告の推移等、当審議会の答申の推移、審議会答申を踏まえて、区が改定した内容の推移となっております。

1段目は令和4年度の人事委員会勧告の内容でございます。公民較差との結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていたため、その格差、率にして0.24%、額にして896円を解消するため、月例給を引き上げるという内容になってございますが、全ての職員に対して引き上げるというものではなくて、記載のとおり、初任給の引上げと若年層の職員にも一定の改定が及ぶよう改定する内容となっております。

その下は令和3年度のものでございまして、人事委員会勧告では月例給は据え置き、特別給は0.15月引下げのマイナス改定となっております。その右の当審議会の答申では、この人事委員会勧告と区の財政状況などを勘案しまして、区長等についても期末手当は0.15月減額、給料月額については据置きが妥当であるという答申でございました。さらに

その右は、審議会答申を踏まえて区が実際に改定した特別職の給与、議員の報酬でございます。答申どおり給料月額及び議員報酬月額は据置き、期末手当は0.15月減となっております。その右には支給月数を記載してございます。

以下、平成19年度からの推移を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。おおむね人事委員会勧告に倣った答申、答申に沿った改定となっております。

次に、4ページをご覧ください。23区別の特別職報酬等の状況を調査したものでございます。各区の条例で定める給料等の月額となっております。

表の左から、区長、副区長、教育長と並んでおりまして、網かけのしてある部分をご覧ください。こちらが杉並区でございます。

区長につきましては、月額で見ますと111万3,000円で、23区の中での順位は18位となっております。その右、副区長につきましては同じく89万1,900円で18位、教育長は76万4,400円で18位でございます。

常勤の監査委員でございますが、代表が68万7,500円で2位、その他が66万8,700円で5位となっておりますけれども、杉並区で常勤の監査委員は代表監査委員だけとなりますので、この左側の代表のところをご覧ください。監査委員は条例で常勤の監査委員を置いているところと置いていないところがございますので、記載されている区は報酬等について条例で定めのある区ということでございます。

その右、議長につきましては、85万6,000円で23位、副議長につきましては77万4,600円で20位、一般の議員につきましては59万5,700円で21位というふうになってございます。これが給料等の月額でございます。

1枚おめくりください。こちらが期末手当でございます。支給月数と年額でございますが、こちらも左から見ていきますと、区長は3.93月で年額710万、順位は23区で2位、副区長も同様に2位、教育長は4位、代表監査は1位となっております。議長につきましては3.68月で、年額は457万円で19位、副議長は12位、一般の議員が13位となっております。期末手当の計算方法は、一番下、欄外に記載をしてございます。

それでは、また1枚おめくりください。6ページになります。こちらは給料等の月額と期末手当を合わせた年間の報酬の合計額でございます。年間で見ますと、区長は2,240万円で4位、副区長は1,795万円で3位、教育長は14位、代表監査は1位、そして議長は23位、副議長は15位、議員は18位となっております。

それでは、7ページでございます。こちらは23区別の特別職の退職手当の額の調査でござ

ございます。区長のところを見ていただきますと、支給率が4.50月で、支給額が2,003万円で、23区の中で14位になっております。でございますが、さきの第3回区議会定例会におきまして、100分の25に相当する額を減じて得た額といった形の特例条例が可決されてございますので、実際の支給額は表の一番下、中野区と同規模になるということでございます。副区長は1,092万円で16番目、教育長が19番目、代表監査は3番目でございます。この退職手当は任期まで4年間継続した場合で計算してございます。教育長は任期が3年でございますので、3年間ということになります。

さらに1枚おめくりください。特別職の在任期間中の報酬総額となりまして、こちらは先ほどの月額給料と特別給、期末手当、そして退職手当を合わせた任期中の報酬総額でございます。区長の場合は23区で9番目の1億961万9,000円となっておりますが、この表は6月1日現在で作成してございますので、先ほどの特例条例で減額するというところがございますので、実際の支給額はこれより500万円ほど少なくなるということになります。副区長は8番目、教育長が17番目、常勤の代表監査は1番というようになってございます。

次の9ページをご覧ください。こちらは23区別の行政数値の比較でございます。表の中ほどに杉並区がございますが、杉並区は、人口は23区で6番目、世帯数も6番目に多いと。区の面積は8番目の広さで、議員数は4番目、区の職員数は7番目に多いということになります。一番右の令和4年度の普通会計の当初予算は約2,012億で、9番目というふうになってございます。

次に10ページをご覧ください。杉並区における財政状況の推移でございます。一番右の3年度のところをご覧くださいと、歳入総額が約2,500億円、歳出総額は約2,350億円となっております。そして、歳入総額のこのA欄から歳出総額のB欄を引いて、さらに翌年度に繰り越すべき財源、D欄になりますけれども、これを差し引いたものが実質収支額となりまして、これがF欄でございますが、その額は約132億円となっております。その上にE欄の実質収支比率がございまして、これは標準財政規模に対する実質収支の割合を示すものでございまして、こちらは10.3%ということで、前年度と比較しますと、少し高くなっているという状況でございます。

次に、経常収支比率、H欄でございますけれども、こちらは財政構造の弾力性を示すものでございまして、毎年入ってくる経常的な収入が、人件費や扶助費、公債費など、容易に縮減できない経常的な収支にどれだけ充てられているかを示すものでございまして、令和3年度は82.8%でございます。その下、一番下が人件費比率、K欄でございますが、こ

ちらが15.7%となっております。

これをグラフ化したものが、次の11ページになってございます。23区の平均もございますので、こちらと比較をしていただければと思います。上の実質収支比率は、杉並区が23区の平均よりも少し高くなっております。また、下の経常収支比率でございますが、杉並区が令和3年度で82.8%で、こちらと23区の平均と比べると少し値が高くなっているという状況でございます。

次の12ページは区債の残高の推移でございます。令和3年度の区債の残高が356億円で、その下の40と書いてあるところが、40億円で発行額でございます。主な基金残高の推移が下の表になってございまして、財政調整基金、施設整備基金、減債基金の合計は、令和3年度末で約657億円となっております。

続きまして、13ページでございます。こちらは杉並区の職員数及び人件費の推移でございます。令和3年度は3,511人でございます。こちらは常勤で再任用のフルタイムの職員を含むものとなっております。その下が人件費と人件費比率の推移でございます。令和3年度をご覧くださいと、棒グラフの上にある370という数値、この370億円というのが人件費の総額でございます。そのうち343億円が退職手当を除く人件費、その下の少し色が濃くなっているところが退職手当で、27億円となっております。人件費比率は年々下がってございましたが、令和3年度は少し上がっている状況にあるというところでございます。

この後、14ページ以降につきましては、職員厚生担当課長代理からご説明をさせていただきます。

○職員厚生担当課長代理 恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。私からは、去る10月11日に示されました特別区人事委員会勧告の概要についてご説明をいたします。

資料の14ページをご覧くださいと思います。こちら、14ページの上段の実線で囲っている部分が今回の勧告のポイントとなっております。

1点目が月例給についてでございます。民間と特別区職員の給与の公民較差が896円、率にして0.24%存在しており、較差を解消するため初任給及び若年層の給料月額を引き上げることが適当という内容となっております。本年の公民較差算出に当たっては、差額支給者を除外するという、一時的、特例的な措置を執り行っております。

なお、この差額支給者とは、平成30年4月に実施しました行政系人事・給与制度の改正に伴う給料表の切替えにより、下位の級に切り替わった職員に対し、切替え前の給料額を

保障するために差額を支給している職員のことでございます。

続きまして2点目ですが、特別給でございます。期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでおりますが、現行の支給月数は年4.45月となっております。今回の勧告では民間の支給割合が年4.56月分となっていることから、年間の支給月数を0.1月引き上げて年4.55月とし、引上げ分は民間の状況等を勘案し、勤勉手当に割り振ることとなっております。また、令和5年度から3月期末手当を廃止し、6月、12月期が均等となるように配分することとしております。

今回の改定による平均年間給与への影響でございますが、特別区職員の改定前の平均年間給与額、約628万6,000円が約634万円となり、約5万4,000円増加することになります。

給与改定の実施時期でございますが、月例給につきましては本年4月に遡及することとし、特別給につきましては改正条例の公布の日から実施することとしております。

以上が令和4年の給与勧告の概要でございます。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

何か質問とかお聞きしたいことはありますか。

○委員 すみません。今の特別区の人事委員会勧告のことで、確認させていただきたいんですけど、冒頭の区長のご挨拶の中で、若年層というのはいわゆる30歳以下というようなお話がちょっとありましたけど、それを超える方は、月例給はこの引上げはないということでしょうか。それと、この特別給については基本的には全職員の方ということでしょうか。

この点と、退職手当で特例条例ですか、すみませんが私、承知していないので、この辺りのご説明をもう少しお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○職員厚生担当課長代理 まず月例給でございますけども、委員のお話にありましたように若年層のみの改定となりますので、それを超えるものについては改定はございません。特別給につきましては、常勤職員全職員が対象となっております。

それから、特例条例についてでございますけども、こちらは、区長が自らの公約におきまして区長の退職手当の見直しを掲げておきまして、この特例条例を提案することとなりました。なお、この条例につきましては、現区長の任期に係るものについてのみ適用ということとなっております。

○総務部長 今の説明の補足なんですけれども、具体的に若年層というのはどの年齢層までかということなんですけど、冒頭でも区長が申し上げたように、30歳代半ばまでが引き上

げられる対象の年齢層になっております。

それから、期末手当については全ての職員が上がるのかというご質問ですが、厳密に申し上げますと、本日の資料の、特別職報酬等関係資料の一番最後の19ページに参考資料として、「特別給の取り扱いについて」という資料をつけさせていただいておりますが、ご覧いただきますと分かりますとおり、特別職については職の性格でそもそも勤勉手当がございません。期末手当のみということでございます。ただし、これは、毎年度、特別区人事委員会勧告も踏まえつつ、この審議会で一般職員と同様に特別職についても期末手当を引き上げるべきだとか引き下げるべきだというような答申を頂いたら、特別職については人事委員会の勧告で「勤勉手当で上げなさい、調整しなさい」ということがあっても、期末手当のほうで引上げ、引下げをさせていただいているという状況です。

一方で、その表の一番下のところに会計年度任用職員というカテゴリーがございますけれども、これは令和元年度以前は非常勤職員と言われていた特別職の職員でございました。これが、令和2年度に新たに制度が改正されまして、会計年度任用職員制度というものが導入されて、我々常勤職員と同様に一般職に位置づけられて、それに伴って、従来、非常勤職員の時代には出ていなかった期末手当が支給されるようになりました。ただし、これも1会計年度以内という任用期間というその職の性格を踏まえて、現時点では、制度上、勤勉手当が支給されておきませんので、今回は勤勉手当で引き上げなさいという人事委員会の勧告ですので、会計年度任用職員には引上げの効果が及ばないということでございます。

○会長 ありがとうございます。

○委員 すみません。同じような質問で申し訳ないんですけども、ただいまの若年層の30歳半ばというのは、これから35歳とか34歳とか、はっきり決めるんですか。それともアウトに、その辺のところで上げる、下げるという、決めるようなやり方をするのか。あるいは、あと23区全部一律なのか、区によって別なのか。それだけ教えてもらいたいですけど。

○職員厚生担当課長代理 人事委員会から、今回、給料表の改定ということで示されておきまして、これは23区一律で若年層において、5,000円から、だんだん較差額が少なくなりました。100円の較差のところもありますけども、そこは決まっておりますので、その給料表に適用の方が先ほどおおむねの30歳半ばというところになっている現状でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですかね。ここは大切な部分で、かなり細かく説明をしていただきましたけれども、特別給と期末手当はかなり密接に関連しているという話もありましたけれども、ほかにご意見がなければ、皆さん、順次ご意見をお聞きしたいと思います。

○委員 確認というか質問ですけど、先ほどの退職金の件で、区長の公約によりということなんですが、その公約自体を細かく把握しておりませんので、これを決めるに当たって、引下げ方向の意向があるような公約なのか、あるいは議会で何か議論があったのかというところを、分かる範囲でいいんですけども、教えていただければと思います。

○総務部長 区長の公約の関係ですけども、月例給、特別給については、公約では上げるとか下げるとかというようなことはございませんでした。退職手当についてのみは、他区、他市の状況等、その均衡を踏まえて、少し高いのではないかと。確かに23区の中では中位なんですけれども、一番低い中野区との均衡という点では、現状500万円ぐらい高いということ。それからあと、都内の26市、市部の平均が1,467万円ぐらいだったと思うんですけども、それに比べて23区全体は高いし、杉並区も2,003万円ということで高いということで、これは公約に基づいて、岸本区長の任期に限り100分の25を引き下げる。その結果、額として1,500万円余となりまして、1期4年を務めたときの金額が23区で言えば一番低位の金額になるということでございます。

○委員 よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 すみません。今の質問に関連してですけど、以前より、どちらかという、杉並区の場合は、区長の退職金がそんなに高くないように、月例を低めに抑えてやってきているということを伺っていたんですけども、よって退職金そのものは23区の中でも、先ほど中位とおっしゃいましたけど、退職金はそれほど高くないで、全体としては、賞与的な年末報酬等々がやや高めになっているという認識でいたんですけど、その部分はそういうことなんですよ。ですから、逆に言うと、そんなに高くなかったものを下げるといって、どちらかという、やや高めに設定したものはそのまま、低めに設定したものをさらに下げられたという、そういうことで、その他の部分については特に言及なしということですね。

それが1点と、この特別職報酬等審議会は、区長のご意向にかかわらず、やはり全体の世間相場といいますか、全体の世の中の状況からして、このぐらいが妥当だろうという線

を出していけばよいという考え方でよろしいんですね。

○総務部長 はい。お答えさせていただきます。

前段については、客観的に見れば、委員のおっしゃるとおりかと存じます。もともと退職手当については、委員ご指摘のとおり、23区中14位という中位の金額ではございましたけれども、それを区長の公約に基づいて、さきの議会で特例条例を出して、先ほどご説明したとおりに下げたということです。それ以外の月例給、特別給については特段公約でも言及はありませんでした。

特に月例給については当審議会の審議事項なので、そこに諮問して答申を頂いて上げたり下げたりしているものを、幾ら区長の考えとはいえ、それを抜きに自らで勝手に変えるのはどうかというようなお考えもあって、そこについてはまさにこの審議会に委ねるということでございますので、これも委員のおっしゃるとおり、当審議会においては、区長等の意向にかかわらず、客観的な視点からご審議を頂いて答申いただければと存じます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 もう一つ、質問させてください。特別大きな環境変化がない限り、この特別区人事委員会勧告ですかね。これに準拠して改定されるというのは納得感があるものだと思うんですが、例えば6ページのこの特別職の年間合計額の表を見ていて思うんですけれども、絶対額ではそんなに大きな差がないのかもしれないんですけども、人事委員会の勧告で何%というふうに上げ下げしていくと、この区長、副区長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長と、23区の中の相対的な地位というか、これが、例えばですけど、監査委員はいつも上にあるし、議長が一番下にあるみたいなのが変わらないような感じがするんですね。さっき申し上げたように大きな絶対額で差があるのかどうかというのはあるんですけれども、このお仕事の勤務の状況ですとか、いわゆる区民に対する責任とか、そういうようなものからいろいろ、見直しというか妥当性というか、最初に決まって、あと、ずっと同じ割合でいくと、ずっとこういう感じが多分続いていくと思うんですけど、その辺りの検証というか妥当性とか、そういうところの見直しというんですか、そういうことというのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務部長 はい。他区との相対性の問題なので、難しいところがあります。といいますのも、ほかの区においては、いろいろな過去の財政状況とかを踏まえて、あるいは区長の政治的な考え方に基づいて、まさに特例条例を出して、大きく引き下げたりしているところがございます。お隣の中野区はもう今から20年ぐらい前になりますかね、財政非常事態

宣言を当時出されまして、それに基づいて、区民に痛みを伴うのであるから、区長をはじめ特別職も引き下げるべきだというふうに当時の区長はお考えになって大幅に下げた、それが現在に至っていると。ほかの区も同様にいろいろな事情があって、過去に下げたり上げたりしているのがあって現在に至っているということです、私たちども杉並区がどうこうしたからと言って、ほかの区の事情をコントロールはできませんので、なかなかそこは難しいのかなと。

あと、監査委員、常勤の監査委員、代表監査委員については、順位1位になっていますけれども、冒頭総務課長が説明したように、これはデータが3分の1ぐらいの区しか出ていないので、それ以外は条例で定めていない区もありますので、実際に全てちゃんとつまびらかにしたときに、果たして1位なのかというと、恐らくそうではないんじゃないかなというふうには思っています。

それから、議長については、これは23区最下位ということで、先ほど中野区の例をお示ししましたが、杉並区において、過去、当時の議長だった方が、当審議会の答申によらずに引き下げるという条例案を議員提案で出して、それが可決されたことが今日に至っているということでございますので、一旦そういう形になると、議員、議長自ら自分の代で上げるという、なかなか判断がしづらいということもあって、こういう状態になっているのかなというふうに思っています。繰り返しになりますけど、他区の状況がコントロールできない中で、常に他区との均衡を図りながら中位に持っていくということになると、どういう考えでそれをやっているのかということの説明も、かえって難しくなるところもあるのかなというふうに考えてございます。

○委員 ありがとうございます。区長とか議長って、ある意味ちょっと極めて政治的というか、そういう趣旨的なところもあると思うんですけど、副区長とか教育長とか、監査委員もそうですけど、そういうところで、私も、じゃあ、こうあるべきだという意見はないんですけども、何か検証的なことがやっぱり必要ではないかなという、印象を受けましたので、質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 特別区の人事委員会勧告なんですけど、これは、杉並区の場合はこの初任給と、及び若年層の給料の月額を引き上げると書いてございますが、人事委員会勧告ではこのように制限をしたような勧告がされているんでしょうか。それとも全ての職員に対して上げなさいという勧告なんだろうというのが質問と、仮に全ての職員というようなことであ

れば、じゃあ、なぜ杉並区だけこれを限定するのかという問題を質問したいし、それから、杉並区以外の区ではどのような取扱いになっているんでしょうかということも質問したいです。

○職員厚生担当課長代理 今回の特別区人事委員会勧告は、23区特別区についての勧告になりますので、杉並区も含めて、若年層あるいは初任給については改定をするというような形になっております。

○委員 初めから要するに初任給と若年層に限ってという勧告が出ているということですね。

○職員厚生担当課長代理 はい。

○委員 分かりました。

○会長 それでは、まだ意見をお聞きしていない方がいらっしゃるのでは。はい、どうぞ。

○委員 もう、いろんな委員がいろいろ質問されて、ああ、自分でも聞きたかったなというところがあったものですかなかなか言えなかったんですが、今のことにもありましたように、全職員ではなくて初任者と若年層だけの0.24%ですよということによろしいんですよ。

それで、その普通の職員の方の給料を我々は別に決めるわけじゃないんですよ。これはあくまでもこの勧告を基に、特別職の人たちをどうすればいいかなという、そういうふうに考えてよろしいんですよ。はい、分かりました。

もう一つ。あとは、例えば初任者と若年層の0.24%を上げまして、それが大体杉並区の場合は何人ぐらいで、それが総額的にどのくらい上がって、人件費比率が大分変動するのかなというところをお聞かせいただければと思います。

○職員厚生担当課長代理 先ほど言いました初任給につきましては23区一律でございますので、今回、Ⅰ類につきましては4,500円引上げ、Ⅲ類については5,000円引上げとなっております。

なお、人件費全体ですけれども、期末・勤勉手当の増も含めての算出なんですけど、区では2億円程度の増ということで想定をしております。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 皆さん質問していただいたんで、私の疑問点は大体ご回答で理解できたんですけど、区長の給料については、先ほどの説明だと、やはり区によっていろいろないきさつがあって、単純にこの順位が高いだとか低いというのは、あまりこの表では評価できないな

というのがちょっと感じました。

それと、先ほど説明がありましたように、杉並区の議長さんの、これは報酬がずっと、私もこの委員になってから、もう一番最下位なのは変わっていないんですよね。これは、まあ、先ほど説明していただいた、当時の議長さんが下げることが結果的にこういうふうになってしまっているということなんで、こういう点については当審議会はあまり、過去、積極的にこれを是正するという考えは審議会ではないということは何ったんで、今日いろいろ説明していただいた点で、この表を毎回見るんですが、そういうふうに理解しました。

もう一つは常勤の監査委員で、これは今日初めて分かったんですが、そもそもこの給料の表示がない区はこんなにいっぱいあるということで、そうなると、この表は、比較するためにはあまり役に立たないというのがちょっと感じたんで、それだけでございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後ですが、何かあればお願いします。

○委員 全て理解できないところがありますが、皆さんの意見はそのとおりなのかなと思いますので、私からは、特に意見はありません。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。いろんな意見を頂きましたけれども、特別職報酬等について、審議をこれからまとめさせていただきます。

まず区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員については人事委員会勧告がありましたけど、一般職についての給与勧告は、給料月額についてはプラスの勧告になっていますが、民間企業との差は小さくて、給与改定は若年層に限られていること。特別給については0.1か月引き上げるということです。これに加えて、特別職の現状の給与水準や区の財政状況等を踏まえると、区長、副区長、教育長、常勤の監査委員については、給料月額は据え置き、期末手当を0.1か月引き上げるということになりますけれども、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

議員の報酬等についてまとめますと、議員も同じく、報酬月額を据え置いて、期末手当を0.1か月引き上げるということになりますけれども、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

この取扱いの時期について、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、答申どおりに報酬等を改定するとした場合の実施時期につきましては、これまでの例で一般職員と同様とすることとしてございます。現時点では、職員の給与等の改定につきまして、職員団体等とまだ交渉中でございます。ということで、確定はしてございませんが、例えば職員が12月期の勤勉手当で調整をするということであれば、特別職も12月で調整になるということでございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、実施時期は職員と同様にするというので、時期に関してご質問等はございますか。

(なし)

○会長 ないようでしたら、一般の職員と同じに実施するというので、よろしくお願ひします。

それでは、特別職等の報酬、給料の額についての審議を終了いたします。

これからは議員の政務活動費に関する審議に入りたいと思います。政務活動費、関係資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長代理 区議会事務局次長事務代理の久保井でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。私からは、お手元の政務活動費関係資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりください。1ページから10ページまでは政務活動費に関する条例、規則、規程でございます。

2ページをお開きください。条例9条では、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、区政の課題や区民の意思を把握し区政に反映する活動や、区民福祉の増進を図るために必要な活動に充てることとしており、3ページ、4ページにその活動に要する経費として、調査研究費、研修費、広聴広報費等の10項目を挙げてございます。

続きまして、7ページをご覧ください。一方こちらの規程第2条では、政務活動費に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示してございます。議員としての活動は多種多様でございますが、そのうち選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費と政務活動費としては計上できない項目を規定しています。

次に、8ページから10ページの表は、政務活動に要する経費細目として、使途に関する内容を記載しており、区民からの疑義等に説明ができるよう、具体的な支出基準を設けているものでございます。

続きまして、11ページ、23区の政務活動費の状況です。杉並区は年額192万円、月額16万円で、23区中10位です。平成13年度の条例制定時以降、改定がなされていない区は、杉並区を含めて19区、引上げは1区、引下げは3区となっております。平成21年度以降、改定の動きはなく、杉並区議会においても、特段この間、議会内での政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりません。

次に、12ページから17ページに杉並区における政務活動費の推移を記載しております。ここ数年の規程改正の主な内容といたしましては、15ページ、平成30年3月に、インターネット接続料、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を一律2分の1とするなどとしております。

16ページ、令和2年3月には、月極駐車場代や自己所有及び自宅兼用の事務所の駐車場の賃借料は計上できないとしております。また昨年度、令和4年3月は、規程の改定等を行わず、記載の2点について引き続き令和4年度に検討を行うこととしております。

次に、17ページの自主改善といたしましては、正副議長ほか6名の議員による杉並区議会政務活動費調査検討委員会において、弁護士、会計士等の学識経験者を構成員として設置しました杉並区議会政務活動費専門委員会での政務活動費での使途に関する意見等を参考にしながら検討を重ね、前述の規程や手引き等の改正に取り組んでおります。今後も区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう、不断の検証と見直しを行ってまいります。

3の金額の推移につきましては記載のとおりでございます。

最後に18ページをご覧ください。令和3年度の政務活動費の支出状況でございます。政務活動費、議員個人への交付分は34人6,240万円、100%執行した議員が13人、執行率は81.0%、また、会派への交付分は2会派2,496万円、支出総額1,285万783円、執行率が51.5%になってございます。区議会全体の交付金額は8,736万円、支出総額6,340万3,481円、返納額は2,395万6,519円、執行率72.6%となります。

説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 経費の例えば8ページ、9ページとかで、経費の細目ということで、かなり細かく決めていらっしゃるということなんですけれども、これは基本的には、政務活動費調査検

討委員会とか、そういうところで検討されたものをベースにつくられているのかどうかというの確認と、あと実際に議員の方が、政治活動、政務活動というんですかね、調査活動をされるときに、いろいろな物価の問題とか調査の仕方とかあると思いますけど、そういう何か要望とかがあるのであれば、聞かせたいと思います。よろしく願いいたします。

○区議会事務局長 この項目につきましては、政務活動費調査検討委員会で検討し決定したものを反映しております。議員からの要望というのは特にございません。来年、区議会議員選挙がございますので、政務活動費についてはいろいろ関心のある区民の方もいらっしゃると思いますので、政務活動費の支出についてはしっかり区民の方に説明できるような形で実施していこうというようなことを、議員の中では話をされているところでございます。

○委員 ありがとうございます。透明性とか使途の厳格性とか、大事だと思うんですけど、片方で、政治活動とか調査活動とかに支障があると、何のための政務活動費かというところもありますので、特にそういうことはないということですね、現状のところは。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員 しっかり監査されてこの結果となっていることだと思うんです。見ますと、大分100%の人がいたり0%の人がいたりで、じゃあ、100%の方で、実はまだ本当は足りないんですよというような話はあるんでしょうかね。

それと、もう一点は、ゼロの人はそういう活動をされているのは自費でやられているのか。そのあたりを教えていただきたいなと思いますが。

○区議会事務局次長代理 政務活動費への計上について、それぞれ議員の考え方によるもので、例えば0%の議員が政務活動をしていないということではなく、ご本人の考えで計上されていないということになります。100%使われている議員についても、足りないというお声は伺っておりません。

○区議会事務局長 補足をさせていただきます。

政治活動と政務活動というのはしっかり区分けをしなくてはいけないんですけど、なかなかその区分けが難しいということで、按分といいますか、50%は政務活動、50%は政治活動という形で、判例もそういう形で示されているところもありますので、それにのっとって議員の方々は活動されているというところでございます。

上限を超えてということに、今ご質問ありましたけれど、広報、議員が区政に関してい

ろいろ活動している内容を区民の方にお知らせする回数だとかについては、それぞれまちまちだと思うんですね。年2回の方もいらっしゃるし、年1回の方、四半期ごとにやる方、それによっては政務活動費の金額の多寡が当然出てまいりますので、192万円じゃ足りない方も中にはいらっしゃると思います。これはあくまでも192万円という交付金額の中での支出の経理でございますので、それ以上の活動をされている、経費をかけて活動されている方も多分いらっしゃると思いますが、特にその分、増額をしろとか、先ほど質問がございましたけど、そういう形での要望は、現在のところは受けていないというような状況でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

どうでしょうか。それでは、皆さんの意見ということで、順に、お願いします。

○委員 一つ、この政務活動費で、個人の議員さんでこの全部、この交付の金額と支出が出ていますけど、杉並、公明党と共産党は会派として支給されて、それからまた返納額もそういうふうになっていますが、この会派で支給されていると、どの議員がどういうふうに使ったかというのが分かるんですか。議員さんというのは個人個人で活動されていると思うので、会派でまとめてというのが分かりづらいんですけど、どうなんですか。

○区議会事務局長 条例上は、会派または個人でどちらでも請求できるということになっております。以前は個人、法令が改正される前は個人という形で請求されていたんですが、法令が改正されて、会派でも請求できると。これは、今、委員がおっしゃったように、個々の個人の明細は分からないんですけど、会派の責任として経理を一本にして、この支出の交付の金額の中でしっかり経理をしていると。内容については、各個人ごとには明らかにはできていないというのはありますけれど、会派として責任を持って経理をしているということで理解しております。

○委員 はい。

○会長 よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方のご意見も聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員 はい。私は、特に、今お話を伺っておりまして、わざわざ改定する必要性がない状況かなと思いますので、現状維持のままにさせていただければよろしいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

また全員、意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員 意見ではなく、質問なんですけども、全部使っている方と、結構返納されている

方もいる、交付を受けない方もいるのは、これは何か理由があるのでしょうか。

○区議会事務局次長代理 個別の事情は特に伺っておりませんが、議員のお考えで、政務活動費の請求は行わない旨のお届けを頂いております。

○委員 自己の資金も含めての活動なんですかね。わかりました。

○会長 はい、お願いします。

○委員 杉並区、月額16万円、23区の平均値17万円に近い数字ですし、また現在、議員さんから特にアップの要望もないということで、改定なし、現状維持でよろしいかと思えます。

○会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員 物価高騰の影響等々ありますので、何か実質的な値下げみたいな部分もあるのかなというところはありますけれども、議員本人の特段の意向がないということであるのであれば、現状維持でいいのかなというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

○委員 この政務活動費というのはやはり透明性が問題なんで、金額の多い少ないよりも、特に透明性をこれからやっぱり重視しなきゃいけないと思うんですが、16ページの令和4年3月の決定事項でも、政務活動費関係書類（出納簿とか領収書等）ですね、の公開については、結局引き続き検討ということでも何も決まっていないうふうに思うんですが、やはりこれからは、情報公開でも恐らくこれは取れないんだろうと思うんで、やはり透明性を高めていただかないと、この報酬を多くするとか少なくするとかというのは決められないと思うんですね。そこが重点だと思っていますので、現行では改定する必要はないと私は思います。

○会長 ありがとうございます。これで皆さんの意見、お聞きしましたかね。

それでは、審議をまとめさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にご意見は現在のまま据え置く、現状のままということでもよろしいでしょうか。何か意見がございますか。

(異議なし)

○会長 全会一致ということで、現在のまま据え置くということになりました。

それでは、これまでの審議内容をまとめますので、約10分間休憩に入りたいと思います。

(休憩)

(再開)

○会長 すみません。時間前のようですけど、全員おそろいのようなので、審議を再開したいと思います。

その前に、先ほどの政務活動費について、区議会事務局から補足説明があるということなので、よろしくお願いします。

○区議会事務局次長代理 1点補足と、1点訂正をさせていただきます。

まず、先ほど透明性の確保についてお話がありましたが、現状の政務活動費に関する書類の公開状況について補足させていただきます。

政務活動費の調査研究費や広聴広報費などといった経費細目に沿った支出額が分かる収支報告書につきましては、現在も区議会のホームページにて公開をされております。また、何月何日に幾ら、この項目で使用したことを記録している出納簿に関しましては、区議会事務局の窓口にお申し出いただければ閲覧していただくことができます。また、領収書に関しましては、個人情報に掲載されていることもございまして、事務局でのマスキング作業後に、情報公開請求があればご覧いただくことができます。

補足については以上です。

もう一点、政務活動費の交付対象について訂正をさせていただきます。当初、政務活動費は個人に対して交付できるものが、途中で改正があって、会派と個人にも支給できると事務局長からご回答さしあげましたが、実際はその逆で、最初は会派に対してのみであり、個人に対しての交付はできなかったところですが、平成12年に地方自治法の改正があり、会派及び議員に対して交付することが明記されましたので、それを受けて区でも条例を制定しまして、平成13年から会派及び議員個人に交付ができるようになっております。

以上、訂正させていただきます。

○会長 ありがとうございます。よろしいですかね。

○委員 収支報告書というのは議員自身が作ったものですよ。客観性はないわけですよ。

○区議会事務局次長代理 おっしゃるとおり、議員が作成したものになります。

○委員 そうですよ。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今回の諮問に対する答申に向けて、本日審議しました内容を改めて確認したいと思います。

○総務課長 はい。それでは、まとめました内容を皆様に席上配付させていただきます。

(追加資料配付)

○会長 それでは、ただいま事務局が配付した本日の審議の概要等をご覧いただき、これから申し上げる内容を基本として答申文を作成したいと思います。本日の概要等、まとめを読み上げます。

審議の概要（まとめ）。

(1) 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員。給料月額、改定を行わない。期末手当、0.1月引き上げる（現行3.93月→4.03月）。年間給与。（区長）18万1,000円（0.81%）増。

（副区長）14万5,000円（0.18%）増。（教育長）12万4,000円（0.81%）増。（常勤の監査委員）（代表）約11万2,000円（0.18%）増。（常勤の監査委員）（その他）約10万9,000円（0.81%）増。

(2) 議員。報酬月額、改定を行わない。期末手当、0.1%引き上げる（現行3.68→3.78月）。平均年間給与、約8万6,000円（0.84%）増。

(3) 政務活動費、据え置きとする。

(4) 実施期間、改定の実施時期は職員と同様の取扱いとする。

これまでの審議内容をこの形でまとめていただきましたけど、よろしいでしょうか。皆様お読みいただき、特に異議がなければ、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長、常勤監査委員の給料額について、審議会の決定として答申文を作成したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局から答申文作成について、今後の流れを説明させていただきます。

○総務課長 それでは、私から今後の答申文の作成の流れについてご説明をいたします。

本日、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえまして、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成し、委員の皆様へ送付いたします。委員の皆様はその答申文案をご確認いただきまして、修正などのご意見等がございましたら、指定の期日までに事務局へご連絡をお願いいたします。頂いたご意見等は、会長が調整をし、再度皆様にご確認いただいた上で答申文を確定し、会長から区長に提出すると、そういった流れでございます。

答申に当たりましては、改めて皆様にお集まりいただく必要はございません。確定した答申文につきましては、写しを事務局から委員の皆様へ改めてご送付させていただきます。

以上が今後の進め方の案でございます。

○会長 今の進め方、説明いただきましたけども、よろしいですかね。

一つ、修正などの意見提出の指定の期日というのはいつになるんでしょうか。それはまたこれからということですか。

○総務課長 改めて、またその辺は会長とも調整をさせていただきたいと存じます。

○会長 はい、分かりました。それでは、今ご説明がありましたとおりに進めさせていただきます。

○委員 すみません。一つ、よろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 審議事項については全て了承いたしました。

それから、一つ資料についてのお願ひなのですが、もし次回以降、可能でありましたら、この常勤監査委員の代表監査委員、常勤がお一人でやっているか、または代表と別にまた常勤の監査がいらっしゃるかどうかで、恐らく負担が全然違うと思うので、もし参考資料としてそういう部分もありましたら、杉並区が何で一番にいるかという、そういう原因といますか状況についても、より理解が深まるかと思いますので、常勤は代表監査委員1人でやっていらっしゃる方、または別の常勤がいらっしゃるかどうかというのが分かりましたら、参考資料としておつけいただければありがたいと思います。

○総務課長 承知いたしました。監査委員の状況につきましても調べた上で、参考資料としてご提示させていただければと存じます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 貴重な意見、ありがとうございます。

これで本日の議事は全て終了しましたので、最後に、総務部長からご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、本日は長時間にわたって活発なご審議を頂き、答申案をまとめていただいて、誠にありがとうございます。

先ほど総務課長から申し上げたとおり、この後、会長と答申案文を調整させていただきまして、特別職の報酬等の改定については、その上で確定を頂きました答申を踏まえ対応してまいりたいと存じます。

また、本日頂いたご意見やご質疑を踏まえまして、次年度以降もより円滑なご審議に資するように、資料の調整、説明に努めさせていただきたいと思いますので、引き続き皆様

にはどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○会長 それでは、以上で審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。